

仙台サンプラザホール使用規定

令和8年1月1日

(趣旨)

第1条

この規定は、仙台サンプラザホール(以下「ホール」という。)の使用に関して必要な事項を定めるものとする。
使用を希望するもの(以下「使用者」という。)はこの規定を遵守すること。

(開館時間帯)

第2条

- ホールの開館時間は午前9時から午後10時までとする。
- 前項の規定にかかわらず、ホール支配人が認めたときは、開館時間を変更することができる。

(使用日)

第3条

ホールの使用日は次のとおりとする。
1. 法定期検を除く日
2. その他ホール支配人が必要と認める点検日を除く日

(使用の予約)

第4条

- ホールの予約を必要とする者は、「予約申込書」を、ホールに提出しなければならない。
- ホールの予約申し込みの受付は、使用しようとする日の13ヶ月前から行うものとする。該当する日がない場合は、前日付とする。
- 「予約申込書」を受付後、14日間を過ぎても「使用申込書」の提出がない場合は、予約を無効とする。
- ホール支配人が認めたときは、この限りではない。

(使用の申し込み・承諾)

第5条

- ホールの各施設を使用しようとする者は、「使用申込書」を持参の上、来館し、ホールに提出しなければならない。使用申し込みの受付は、使用しようとする日の13ヶ月前から行うものとする。ただし、全国大会等で日程の調整が必要な場合、ホール支配人が認めたときは、受付開始日前においても行うことができる。
- ホールが使用を承諾するには、使用料の全額が入金され、かつ確認されなければならない。
- ホールが使用を承諾したときは、「使用承諾書」を発行するものとする。

(使用期間の制限)

第6条

ホールの施設を引き続き使用する場合は、7日間を限度とする。ただし、ホール支配人が認めたときは、当該日数を変更することができる。

(使用料)

第7条

- ホールの使用料は、別表1に定めるとおりとし、ホールの付帯設備等の使用料は、別表2に定めるとおりとする。
- ホールの各施設の使用料は全額前納とし、「使用料請求書」発行日から1か月以内に納入しなければならない。ただし、ホール支配人が認めたときは、納入期限を延長することができる。
- 付帯設備等の使用料は、使用当日現金にて納入しなければならない。ただし、ホール支配人が認めたときは、この限りではない。

(使用の取り消し・変更)

第8条

- 使用者の都合により、ホール使用を取り消す場合は、速やかに「使用変更・取消届」を提出しなければならない。
- 使用者の都合により、ホール使用の変更がある場合は、催事開催日の10日前まで「使用変更・取消届」を提出しなければならない。

3. 「使用変更・取消届」を提出したときは、使用料が未納の場合でも別表3に定める取消料を納入しなければならない。
4. 使用の取り消しまでに要した費用(付加サービス等)については、取消料とは別に、使用者で負担しなければならない。

(使用の内定・承諾の取り消し・使用制限・中止など)

第9条

以下の項目に該当すると判断された場合、使用の申し込みをお受けできません。また、使用内定・承諾後であっても、取り消しまたは制限、中止させて頂くことがあります。

1. 所定の期日までに使用料が支払われないとき。
2. 公序良俗に反するか、またはその恐れがあるとき。
3. 暴力団体もしくは不法行為を行う恐れがある団体が主催・協賛・後援となるとき。
4. 建物・施設・備品などを損傷する恐れがあるとき。
5. 近隣の施設もしくは住民に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
6. 使用にあたって、ホールの指導に従わないとき。
7. 各申請書類に、虚偽の記載事項があつたとき。
8. ホールに許可無く、使用権を他人に譲渡したとき。
9. その他、当ホールが不適当であると認めたとき。

(物品販売手数料)

第10条

使用者は、ホールで物品の販売をしたときは、別表4に定める手数料を納入しなければならない。ただし、ホール支配人が認めたときは、その限りではない。

(遵守事項)

第11条

ホールにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
2. 建物その他の物件を汚損し、または毀損するおそれのある行為をしないこと。
3. 公序良俗に反する行為をしないこと。
4. 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
5. 使用の承諾を受けていない施設および設備を使用しないこと。
6. 承諾を得ないで寄付の募集、物品の販売または飲食物の提供を行わないこと。
7. 使用にあたっては、事前にホール係員と詳細に打ち合わせをすること。
8. その他ホール係員の指示・指導に従うこと。

(使用終了の届出)

第12条

使用者がホールの使用を終了したときは、速やかにその旨を係員に届け出なければならない。

(賠償や免責)

第13条

1. ホールの設備・備品などに使用者及びその関係業者や来場者に起因する損害が発生した場合には、使用者はその損害を賠償しなければならない。
2. 非常事態・天災などによってホールの施設・設備が損壊し、使用が不可能な事態が生じた場合、使用者がこれによって損害を受けてもホールはその損害を賠償する責任を負わない。
3. 火災・停電・盗難その他の事故で使用者、出演者、入場者などに事故が生じた場合、ホールに重大な過失がない限り、ホールは損害を賠償する責任を負わない。

附 則

平成 24 年 1 月 1 日 施行

平成 24 年 11 月 21 日 別表1-1、別表1-2、別表2-1 改訂。平成 25 年 4 月 1 日 別表4改訂。

平成 25 年 10 月 1 日 別表2-4改訂。平成 26 年 4 月 1 日 税別表示に変更。

平成 30 年 4 月 1 日 別表2-1改訂。平成 31 年 3 月 1 日 別表2-1改訂。

令和元年 10 月 1 日 別表4改訂。令和 5 年 5 月 1 日 別表1-1、別表1-2、別表2-3、別表2-4改訂。

令和 8 年 1 月 1 日 別表2-3、別表2-4改訂。

この規定は予告なく改訂される場合がある。

別 表

表記の料金には、別途消費税が加算されます。

ホール各種使用料金は、予告なく変更する場合がございます。

別表 1-1 (第7条関係) ホール使用料

料金は1区分ごと

使用区分		午前区分 9:00~12:00	午後区分 13:00~17:00	夜間区分 18:00~22:00
3,000円以下の入場料を徴収する場合	平 日	通常料金 136,000円	211,000円	228,000円
		準備料金 72,000円	110,000円	119,000円
	休 日	通常料金 168,000円	247,000円	268,000円
		準備料金 87,000円	128,000円	139,000円
3,001円以上の入場料を徴収する場合・営利目的で使用する場合	平 日	通常料金 236,000円	370,000円	392,000円
		準備料金 122,000円	189,000円	203,000円
	休 日	通常料金 278,000円	433,000円	461,000円
		準備料金 142,000円	222,000円	238,000円

・開場、本番が含まれる区分は通常料金です。

別表 1-2 (第7条関係) ホール使用料

料金は1時間ごと

使用区分		早朝区分 5:00~9:00	深夜区分 22:00~5:00
3,000円以下の入場料を徴収する場合	平 日	28,000円	35,000円
	休 日	35,000円	41,000円
3,001円以上の入場料を徴収する場合・営利目的で使用する場合	平 日	49,000円	61,000円
	休 日	57,000円	71,000円

備考

1. 仙台市及び、仙台市立の小中学校の方は、お問い合わせください。
2. 入場料とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいい、その額に段階がある場合は、最高の金額をもってこの表の入場料の額とする。
3. 「休日」とは、土曜日、日曜日および、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいい、「平日」とは、土曜日、日曜日および祝日以外の日をいう。
4. 別表1-2 「深夜区分 22:00~5:00」の時間帯において可能な作業内容については、お問い合わせください。

別表 2-1 (第7条関係) 付帯設備使用料

料金は1区分ごと

品名	料金	品名	料金
舞台設備		ピンスポットライト (1.0kw)	1,430円
演台	960円	ピンスポットライト (3.0kw)	3,340円
司会者台	480円	プロファイルスポット (750w)	620円
花台	95円	プロジェクタースポット	620円
パイプイス	95円	ディスクマシン	620円
会議用テーブル	145円	スパイラルマシン	620円
金屏風 1双	1,530円	スライドキャリアマスク	620円
平台	200円	フィルムマシン	620円
箱足	95円	先玉	240円
木台	50円	ストロボスコープ	620円
開き足	95円	アイリスシャッター	240円
人形立	95円	ミラー・ボール	670円
指揮者台	195円	音響設備 ※1	
指揮者用譜面台	95円	拡声装置 一式 ※3	7,620円
譜面台	95円	ダイナミックマイク	620円
コントラバス用椅子	145円	コンデンサーマイク	620円
演奏者用椅子	95円	ワイヤレスマイク	960円
バレエマット	290円	CDプレイヤー	810円
紗幕	1,530円	MDデッキ	810円
姿見	195円	カセットデッキ	810円
めくり台	95円	エフェクター類	810円
所作台 1式	7,150円	ダイレクトボックス	810円
松羽目	2,390円	マイクスタンド	145円
上敷	145円	マルチボックス	340円
地縫	480円	マルチケーブル	195円
緋毛氈	240円	移動用ミキサー	2,860円
高座用座布団	1,000円	スタンスピーカー	960円
長布団	95円	ステージモニター	960円
養生シート 1日料金	340円	クリアカム子機ヘッドセット	480円
仮設卓用テーブル	290円	その他の	
チルクライマー(ワイヤーモーター) 1日料金	2,860円	グランドピアノ(斯坦ウェイ)	11,500円
照明設備 ※1		グランドピアノ(ヤマハ)	4,290円
調光装置 一式 ※2 1日料金	23,900円	ピアノ椅子のみ	290円
スポットライト (0.5kw)	145円	テーブルクロス 1枚	1,000円
スポットライト (1.0kw)	240円	表彰盆	195円
スポットライト (1.5kw)	290円	コピー	10円
スポットライト (2.0kw)	360円	スクリーン(吊下げ式280インチ) 1催事料金	50,000円
アップーホリゾントライト 1式	3,340円	セラミックヒーター 1日料金	1,500円
ローアーホリゾントライト 1式	2,860円	加湿器 1日料金	1,500円
パーライト (1.0kw)	340円	A.I.サーマルカメラ 1日料金	3,000円

※1 照明・音響設備を使用する場合は、別表2-2の管理技術者料金が発生します。

※2 調光装置にはDMX-DA変換設備が含まれます。

※3 拡声装置には固定ミキサー・アンプ・基本スピーカーが含まれます。

別表2-2（第7条関係） 管理技術者料

項目	早朝 5:00~9:00	午前・午後・夜間	深夜 22:00~5:00
舞台管理技術者 1名	ホール使用料に含む	ホール使用料に含む	ホール使用料に含む
照明管理技術者 1名	4,000円/時間	17,000円/1区分 24,000円/2区分 30,000円/3区分	5,000円/時間
音響管理技術者 1名	4,000円/時間	17,000円/1区分 24,000円/2区分 30,000円/3区分	5,000円/時間

・ホールの照明・音響設備を使用する場合及び、照明・音響設備を持ち込む場合には、各々の管理技術者料金が発生します。

別表2-3（第7条関係） 空調設備使用料

料金は1時間ごと

施設名	料金
ホール（客席・舞台）	7,600円
ホワイエ	2,000円
楽屋（A～F）	1,300円
リハーサル室	660円
クローケ系統	660円

・冷暖房時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げます。

・スマートマシン等を使用する場合は、煙感知器等の動作を未然に防ぐため、ホール（客席・舞台）を運転し、その費用はお客様の負担となります。

別表2-4（第7条関係） 電気使用料

料金は1区分ごと

使用量	料金
1Kwにつき	300円

・持ち込み設備の電気使用料は、表示された消費電力を集計し算出します。

別表2-5（第7条関係） リハーサル室使用料

施設名	午前区分 9:00~12:00	午後区分 13:00~17:00	夜間区分 18:00~22:00	計 9:00~22:00	22:00~9:00 (1時間につき)
リハーサル室	1,910円	2,860円	2,860円	7,630円	670円

別表3（第8条関係） 取消料

申請時期	取消申請日	取消料
使用日の13ヶ月前から	使用日の13ヶ月前～366日前	なし
	使用日の365日前～331日前	使用料（税込）の2割相当額
	使用日の330日前～271日前	使用料（税込）の4割相当額
	使用日の270日前～181日前	使用料（税込）の6割相当額
	使用日の180日前～61日前	使用料（税込）の8割相当額
	使用日の60日前～当日	使用料（税込）の全額

別表4（第10条関係） 物品販売手数料

項目	料金
催事に付随する物品販売（コンサートグッズなど）※1	46,364円／1日（消費税10%込み 51,000円／1日）
音楽CD等の販売※2	総売上の3%
その他の物品販売※2	総売上の5%

※1 事前に物品販売申請書を提出してください。

※2 終了後に物品販売報告書に売上の明細を記載し、提出してください。

備考：飲食物を始め特殊な販売に関しては別途協議とさせて頂きます。